

## 7-2. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議について【ページID 1059593】

地域密着型サービス事業所は、提供しているサービス内容等を会議で明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として運営基準で運営推進会議、介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の開催が義務付けられています。

一宮市では、「一宮市地域密着型サービスにおける運営推進会議及び介護・医療連携推進会議設置運営指針」を策定していますので、参照の上、必ず開催してください。

### ◆議事録等の提出について

運営推進会議等を開催した際には、会議における報告、評価、要望、助言等についての議事録を作成し、利用者及びその家族が運営推進会議等の内容を知ることができるよう公表するとともに、当該議事録を持参、または郵送にて、一宮市へ提出してください。

### ◆地域包括支援センター職員が会議を欠席する場合について

運営推進会議等に出席予定の地域包括支援センター職員が急遽欠席する旨の連絡があった場合は、会議前日（会議開催日の直近開庁日）までに介護保険課へご連絡ください。地域包括支援センターと調整したうえで介護保険課職員が代理で出席します。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の軽減要件のひとつに「運営推進会議に地域包括支援センター又は市の職員が必ず出席していること」がありますので、ご注意ください。

### ◆運営推進会議等における主な議題

運営方針関連（実現のための具体的方策の検討、実施状況の報告及び評価）
利用者の状況報告（入退居・登録状況、年齢、要介護度、日常生活状況、サービス利用状況、行事・レクリエーション参加状況、通院・入院状況、外出・外泊状況、面会状況）
活動状況の報告及び評価（行事、レクリエーション等）
サービスの提供内容（（看護）小規模多機能型居宅介護における提供回数等の報告も含む）に対する評価及び要望・助言等
自己評価及び外部評価の内容検討及び要望・助言等
地域交流の実施状況に関する評価及び要望・助言等
事故・ヒヤリハット事例及び改善取り組みの評価及び要望・助言等
苦情・要望への対応の評価及び要望・助言等
非常災害時の対応（避難訓練実施報告等）
防火安全対策（設備点検状況等）
感染症対策
食中毒対策
身体的拘束、虐待防止
介護保険外サービスの費用負担について
従業者の各種研修受講の状況の報告及び評価
人員配置（従業者総数、勤務シフト等）の変動
事業所単体又は運営法人の収支・決算状況（会計年度毎）
行政から受けた指導の内容及び改善状況（指導を受けた毎）
地域住民が参加する事業者主催の催しの提案・企画
地域で開催される催しへの参画・協力内容
地域交流スペースの活用方法
民生委員や自治会役員等による在宅要介護者支援活動との連携
家族会からの報告（家族会がある場合）
市外からの転入者の受け入れに関する報告及び評価